

内閣委員會議録 第十二号

昭和二十九年三月二十日(土曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事大村 清一君 理事平井 義一君

理事八木 一郎君 理事山本 正一君

理事高瀬 傳君 理事下川儀太郎君

大久保武雄君 木村 武雄君

船田 中君 山崎 巖君

栗山 博君 早稲田柳五門君

飛鳥田一雄君 田中 稔男君

富吉 榮二君 中村 高一君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君

總理府事務官 (行政管理局) 岡部 史郎君

管理部長

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月十九日

委員飛鳥田一雄君及び鈴木義男君辭任につき、その補欠として伊藤好道君及び小林進君が議長の指名で委員に選任された。

同日

伊藤好道君及び小林進君辭任につき、その補欠として飛鳥田一雄君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

三月十九日

恩給法の改正に関する陳情書 (岡山)

第一類第一号 内閣委員會議録第十二号 昭和二十九年三月二十日

県川上郡宇治村菅治健夫外十七名

(第二〇四四号)

受勲者に対する恩給復活の陳情書

(徳島県名西郡高川原村田村文吉)

(第二〇四五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

○稻村委員長 これより開會いたします。

この際お諮りいたします。從來衆議院規則によつて當内閣委員會に付託になつていました各省設置法案等が、各省委員會に分散して付託される事例が二、三ありまして、定員法案の審議にも不便であるとともに、從來の建前にもとら思はれますので、今後かくのごときことなきよう議長及び議院運営委員會にその旨申し入れ、反省を求めたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○稻村委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

次に、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑に入ります前に大野木次長より補充説明を求めます。

○大野木政府委員 先般提案の理由を申し上げました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案につきまして補足的に御説明を申し上げます。

まず第二條第一項の表を改正いたしまして、現行の合計六十九万四千三百四十七人を六十三万三千四百九十九人とし、差引六万二千二百九十八人を減じたりしております。その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

その内容は、おおよね御配付申し上げました資料の通りであります。

願つております警察法の具体的な内容によつてゐるものでございます。それから次は、国家人事委員会が、従来の人事院についてその仕事の簡素化を行うこととしたしまして、百四十六人の減となつております。次に官内庁では、やはり事務の簡素化に伴ひまして減が五十人、それから調達庁では、事務の簡素化及び返還財産の補償とか、施設区域の提供であるとか、返還物品の処理というふうな事務がだん／＼減少いたしますので、これによりまして七百一人減でございますが、これは三年計画をもつて行ふこととしたものであります。附則の第六項で年次別の暫定定員を定めております。それから行政管理局では減が百四十九人、北海道開発庁におきましては、北海道開発局における駐留軍、それから保安庁の管倉等の建設工事の増加に伴う増が十人、それから行政事務の簡素化に伴う減が九十一人でございます。それから自治庁では、自治大学の運営に伴う増が十人、事務の簡素化に伴う減が十四人でございます。次に防衛庁でございますが、これは御承知のようにたゞいまの保安庁でございますが、この職員はすべて特別職となつておりますので、定員法には載りません。ただ改正前の定員法におきましては、現在の海上保安庁の大部分が保安庁の機関として海上公安局となつて、その職員——これは一般職でございますが、その職員の員数を第二條第一項の方の保安庁の項に掲げてあつたのでございますが、このたゞの防衛庁設置法案におきまして海上公安局の廃止を予定いたしておりますので、海上保安庁は運輸省の外局として

て存続するということにいたしました。海上保安庁といたしましては運輸省のところでその人数を定めております。それから次に経済審議庁では、事務の合理化に伴う減は二十八人でございます。以上で一応総理府を終ります。全体で減が六万六千九百九十九人ということになります。

次に法務省でございますが、本省で事務の簡素化に伴う減が千八百四十一人、このうち検察庁が四百五十六人、公安調査庁が六十五人、計千九百六十六人の減でございます。次に外務省でございますが、在外公館の新設、既設公館の増強等に伴う増が五十六人でありまして、これは公使館が五つ、総領事館が二つ、領事館が三つ新設されます。また既設の増強がございまして、その反面事務の簡素化、合理化に伴う減が五十二人ございまして、差引四人の増ということになります。

それから大蔵省では、やはり事務の合理化に伴う減が千六百五十二人でありまして、この内容を簡単に申し上げます。本省の内部部局で百七十六人、造幣局、印刷局、税関研究所というふうなところで六百一人、それから財務局、税関——これは地方でございますが、八百七十五人の減でございます。それから税関の特派職員を第二條の二項の方へ移しかけることによりまして、千四百人を二条一項から減じておきまして、計三千五十六人の減と相なります。それから国税庁では、たゞいま御審議願つております入場税の国税移管で四百七十人、繊維消費税の新設に伴ひまして六百八十人、計千五百十人が増になります。それから事務の

簡素化並びに人員の再配置等に伴ひまして千九百五十二人が減と相なります。これは本庁、国税局、税務署を通じてでございますが、これで大蔵省では全体として差引三千八百五十八人の減と相なります。

それから文部省でございますが、国立遺伝学研究所の応用遺伝部門の開設に伴う増四人、国立学校の学年進行に伴う増加三百九十九人、学部、学科、大学院その他公立学校の合併等による増加百七十七人、計五百七十三人でございます。それから減の方では、事務の簡素化、合理化に伴う減二千三百七十九人でありまして、これは内容を申し上げますと、本省の内部部局と付属機関で百十三人、国立学校関係で二千二百六十六人ということになっております。それから文化財保護委員会でも事務の簡素化合理化に伴う減が二十五人でありまして、それでこの公立学校の職員二千二百六十六人につきましては、付則の七項にございまして、三年間にわたつて縮減する計画にいたしております。

次に厚生省でございますが、養老施設所の増床に伴う増員が百十一人でございますが、これは養老施設所九箇所につきまして千床増加するので、その医師看護婦等でございます。それから精神頭部療養所の増床、これは二百床増床いたしまして、やはりその医師、看護婦等五十人の増でございます。それから国立養老研究所を新設することになつておりますので、これに伴う増員が十人、計百七十一人の増員となります。次に事務の簡素化合理化に伴う減が二千七百三十八人。この内訳は内部部局が七百七十六人、地方付属機関等で千六十

一人、それから引揚援護事務の縮小で千五百一人ということになつております。引揚援護事務職員は附則八条で四年間に逐次に縮減することとしたしております。それから国立病院の地方移譲に伴う減が三百八十七人ございまして、岐阜、徳島、下呂、新発田、鳥取でございます。以上で厚生省全体といたしましては差引二千九百五十四人の減少となつております。

次に農林省でございますが、本省では事務の簡素化に伴う減が二千四十三人。これは内部部局で二百七十七人、付属機関で三百七十三人、地方部局で千四百人、このうち大部分は統計調査事務所の出張所等の減員でございます。それから食糧庁で事務の簡素化、ことに検査とか買入れとか売渡しの事務の簡素化に伴ひまして二千五百九十八人を減じております。それから林野庁につきましては民有保安林の緊急整備対策を実施いたしますので、それに伴う増が百人、それから事務の簡素化に伴う減が千三百六十六人でありまして、これの内訳は内部部局で六十一人、付属機関で四十二人、営林局三百九十一人、営林署八百七十二人ということになつております。次に水産庁では新造船の竣工に伴う増が十六人、それから事務の簡素化に伴う減が八十九人、農林省全体としての差引は五千九百八十三人の減でございます。

次に通商産業省では、本省で事務の簡素化に伴ひまして減が九百九十九人、その内訳は内部部局が二百六十五人、付属機関が三百六十六人、地方通商局が四百十九人というふうになつております。それから特許庁では審査事務の増加に伴う増が四十一人、審判事務の増加に伴

う増が二人、それから事務の簡素化に伴う減が八人。中小企業庁におきましては、事務の簡素化合理化に伴う減が十一人。通産省全体といたしまして差引九百六十六人の減でございます。

次に運輸省におきましては、本省で航空交通管制業務を引継ぎましてその増が三十人、それから航空機の乗員養成のため大学校を新設されまして、その増が十六人、合計四十六人の増でございます。一方定検測測船の海上保安庁への移管に伴う減が二百七十一人、それから事務の簡素化によりまして減が八百五十八人、これは内部部局で百三十一人、付属機関で六百六十一人、（「一々読まなくていいじゃないか、もつと簡単に」と呼ぶ者あり）それでは簡単に申し上げます。海上保安庁関係のおもなものは保安大学等でございます。

それから郵政省では全体として三千百四十四人の減でございます。それから労働省では事務の簡素化に伴ひまして八百八十八人、その他外局を合せますと八百三十五人の減でございます。

建設省では六百十三人の減でございます。それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

それからその次のページは二条二項の内訳でございますが、これは先ほど申し上げました大蔵省の税関の特派職員を一項の表から移す定員でございます。

て従事している職員は減員四百八人であることと規定いたしております。

以上で二条一項の定員の御説明の概略を終ります。

次に法律案の方にもどりまして、五ページの二項から簡単に御説明申し上げます。先ほど申し上げましたように、二項は税関の特派職員を初めの表からはずしまして、政令でその定員を定めるとしたのでございます。

次に附則につきましては、一項はこの改正法律の施行を四月一日としていふこととございまして、

それから次の二項から五項までは警察法の改正に伴う経過的規定でございます。

それから六項、七項、八項は、先ほど申し上げました調達所それから文部省の学校、それから厚生省の引揚援護等に関する職員の年次計画の暫定定員でございます。

それから九項におきまして、昭和三十年の七月一日においてこの第一項の定員を越えないように、二十九年四月一日から三十年の六月三十日までの間に人員が整理されなければならないという規定を規定いたしているものであります。

それから第十項が臨時待命の制度を規定いたしたものでございまして、

それから第十一項であります。その臨時待命に伴います手続を国家人事委員会規則で定めようということ、それから臨時待命の職員の身分その他に関する規定でございます。

それから十一ページの十八項でございますが、ここで教育公務員特例法第六條に規定しております大学の教員等につきましては、この教育公務員特例

法の六條の規定はないものとするという規定を規定いたしております。

それから十九項は公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員が臨時待命になったときにおいても同法の但書の適用があるという規定を規定いたしております。

それから二十項は恩給法及び国家公務員等退職手当暫定措置法におきまして、職務に従事しない間はその期間を半減するとなつております。それを臨時待命の場合には半減しないのでそのまゝ通算する。

それから二十一項、二十二項、二十三項におきましては、法制局と会計検査院につきましては、一般の定員法に規定されております一般職の職員と同様に整理及び臨時待命が行われるという規定でございます。

二十四項、二十五項、二十六項は、先ほど申し上げました地方自治法の附則八條に基き職員についても同様に政府並びに臨時待命の制度が置かれるという規定を規定いたしておりますのでございまして、大体法案の概要は以上の通りでございます。

○稲村委員長 これにて補足説明は終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑の通告がありますからこれを許します。高瀬傳君。

○高瀬委員 大臣が来る前にちよつと大野木次長に伺います。第二條一項の内訳表というもので、大体その増減の内容は私もわかりました。しかしこれ

がただ各官庁内の事務的な廃合整理といふことであつて、かねて塚田長官が声明しておられるところの、根本的な行政機構の改革というものは非常に遠いように思ふのであります。事

務の見地から見れば塚田長官が絶えず呼号しておられるところの行政機構の根本的の改革と一体どのくらい関係があるか、一体政府は行政機構改革ということに立脚してこれをやられたのかどうか、あるいは単に各省の事務的内容の廃合整理あるいは能率の増進という立場からこの定員表を作成したのか、これを一応次長に事務の見地から説明を願つておきたい。

○大野木政府委員 ただいまの点につきましては、私どもの承知いたしておりますのは、機構の改正の問題につきましては、実は全体的な機構改正案がまだ十分熟しませんので、そのうちきまりました部分だけにつきまして、ここにその改正によつた定員の削減をいたしておるのでございます。たとえば警察でありますとか、人事院でありますとか、また小さいものですが後に出て参ります国立世論調査所の廃止であるとかというふうなものに伴うものはここに含まれていましてございまして、

が、一般的な各省の機構改正に伴う減員はちよつとこれに間に合いかねておりますので、主として事務の合理化、簡素化等によるものが多いのでございまして。ただ事務簡素化と申しまして、いゝわゆる一率の天引ではございませんで、それ〴〵事務の内容によりまして各省で〴〵〴〵〴〵をいたしまして、それによつて予定の仕事はやれるという限度における減員を出してゐるわけでございまして。

○高瀬委員 それでは伺いますが、政府の根本的行政整理の方針がつかまつると、やはりまたこの定員の内容の異動があるだらうと思ふのです。そうするとまた定員法をかえてあらためて本国会に提出して来られる意思があるのかどうか、それをちよつと伺います。

○大野木政府委員 機構の改正がどの程度行きますかによると思いますが、相当の縮減がもし行われますならば、あらためてまた定員の改正をお願いしなければならぬ場合もあるのじやないかと存じます。

○高瀬委員 私が伺つておきたいのは、新会計年度といふのは四月一日からです。そうしますと一体会計年度とのにらみ合せの上で事務的にそういうことが事実上実行可能であるかどうか、それを伺いたい。

○大野木政府委員 もしかそういう事態になりますれば結局予算のうちにありますので、不用意に立てるといふことに相なると思ひます。

○高瀬委員 そうするとこれによつて新会計年度の予算額が制約される、こういうことになりませんか。

○大野木政府委員 もしか新しい定員ができることといたしますと、現在御審議を願つております予算の範囲内での新定員によつてやるといふことになると思ひます。

○高瀬委員 ただいま塚田長官がお見えになりましたから伺いますが、それより前にこの定員表の内訳について大体判明したものですから、大野木次長に事務的な見地を伺いました。ところが全体的には行政機構改革の骨子がまだきまつていない、従つてそれがきまればまた出直す、しかもそういう場合に会計年度との関係で事務的にうまう行くかといふことを今大野木次長に伺つたところなのです。そこで塚田長官は、今回は国家的見地から大所高所から徹底的な行政機構の改革をやり、

能率の増進、経費の節約をはかるのだといふことをたび〴〵当委員会でも聲明しておられます。ところが今の大野木次長の事務的な説明によりまして、この定員法の一部を改正する法律案だけを行政機構の根本的の改革と切り離してぽこんと出して来られたのは非常にわれ〴〵はその点了解できない。従つて塚田長官はたび〴〵聲明されたところの行政機構改革とこの定員法とを全然政治的に分離して考へておられるのではないかとこの節がでるわけだ、われわれの同僚議員富吉榮二君なども塚田長官の人格と識見に信頼して、徹底的な行政機構の改革をなすことをかたく信じておりましたが、この時期にこういうものを出して来られるということとは、はなはだわれ〴〵一同の不可解とするところでありまして、

この行政機構の根本的の改革といふものと定員法との関係についていかにお考へになるか。また行政機構の改革を徹底的にやられるつもりなのか。それともこの際そちらの方はお手やわらかにということ、定員法だけを事務の簡素化、合理化という見地からやられるつもりでおられるのか。そういう点を一応はつきり明らかにしてからこの定員法の審議にあたりたいというのが私の考へであります。いかがでありますか。

○塚田国務大臣 一言に行政改革もしくは行政整理といふことを申しますが、結局この行政整理もしくは行政改革には、二つの面があると私は考へておるわけでありまして。一つは、機構をなるべく簡素強力なものにするという考へ方、もう一つは、人員をなるべく少くするという考へ方でありまして、

ちろんこの二つは完全に別のものではないのでありまして、機構を簡素にするというこのねらいには、定員を減らすというねらいもまたあるわけでありますが、しかし定員をなるべく少くするという考え方は、機構を簡素にするという面からだけでなく、その他のいろいろな面からもやつて参るわけでありまして。いろいろ検討いたしました結果、定員の整理、縮減というものは、むしろ機構の面よりは、その他の事務運営の面、たとえば事務能率を上げて行くとか、あるいは事務処理を合理的にして行くというところによいにあるという結論に到達いたしましたので、結局行政整理、人員整理という部分は、機構の改革とは別にでも考え方としては考えられる、こういう考え方に立ちまして、一応分離して御提案申し上げるという結果になったのであります。しかしやはりこれは理想的に行きますならば、両方総合して、総合的なものとして出すべきわけでありますが、どちらか重要なものでありますから、できた方から、こういうぐあいに考えられるならば、別にしても御納得いただけるのじやないかという考え方でありまして。従つて、機構の改革は遅れておりますが、部分的にやりました部分につきましては、その改革に伴う人員整理というのは織り込んでありますから、そうでない部分は、従つて今後機構改革が行われる場合に、その上にさらに定員の減というものが考えられるものはこれにプラスして行く、こういう考え方であります。

そこ、なぜ機構の改革の部分が遅れたかということですが、私も初めこの作業にとりかかりました時分には、一緒にできる、また一緒にして行くべきものである、こういう強い考え方をいたしておたのであります。しかし実際に経過を御存じになつておられるので、よく御承知と思ひますが、機構の面については相当な困難な面がたくさんある。困難ということも、言葉の表現であるいは當つておるかどうか、とにかく機構の面につきましては、今までに幾たびかやりまして、今日の段階まで参つておりますと、局部的に断片的に取上げて、なかなか理論づけも困難であり、従つて皆さんの御納得が行くというわけにはなかなか行かないのじやないか。ことに今日の国会の委員会の機構が、こういうぐあいに内閣委員会があり、各常任委員会があり、それ／＼の立場でいろいろのものを考え方があつたのでありますから、これをまとめて行くというのにはなかなか困難であります。そのためにはやはり納得の行くような案を用意するのではありませんか。と申しますのは、その機構個々に他と関連のない部分を改組して行く、たとえば警察制度の機構を改組して行く、人事院の機構を改組して行く、人々には、それはそれだけで行きますが、一旦中央の各省機構というやうなものも考へて行く場合には、やはり全体が一つの総合体としてまとめた案になつて来ないと、とてもできません。たとへば私の所管する郵政省のある一つの局をやめるといふやうな案を出して見ても、おそらく容易に御納得が行く見込みが立たないといふので、今日以後の機構の改革というものは、そういう構想に基いて本格的なものを用意するのでなければ、実現の見通しと

いうものは立ちがたいという考え方で、これは本格的にひとつ検討するといふことにいたしました。先に見送るという形になつたわけでありまして。従つて、ぜひこれはやりたい、やらなければならぬという強い熱意と希望は依然として持つておるのであります。ただ、たゞ時期的な関係で、今会期にはあるいは提案まで持つて行つて御審議願うことは困難じやないかといふやうに見ておるわけでありまして。

○高瀬委員 ただいまの塚田長官のお話で大体の構想はこちらも推察できます。従つておそろく行政機構の改革は来年一年くらいかかつてゆつくりとやる、こういうふうにお考えになつてゐるものと私は推察いたします。ところで私は思うのですが、この表によりますと、政府全体の国家の予算が減つたのだから、定員も減る。あるいは経費が減つたから、定員も多少減らさなければならぬといふやうなことが、大づかみに言つて大体の骨子になつてゐると思うのですが、これを見ますと、ふえたところは外務省くらいで、あとは全体的に言つて総括的に全部減つておる。外務省も四人くらいちよつとふえただけだと思つておるのですが、単に経費を節約するだけで官庁の能率が上るとは考へていません。ことに総理府に例をとりますと、総理府の外局みたいなものが沖繩にあります。去年の暮、稲村委員長とわれ／＼一同沖繩に参りました。ところが、あそこは現在アメリカの占領下のような状態になつて、日本ではなわけでありまして、あそこには日本政府の代表機関がおります。そこに代表と事務官その他が十何名くらい勤務しておりますが、ア

メリカ側からは招待されても、向うを飯ひとつ呼ぶことができない。ただあがつてゐるのはその公館に日の丸の旗一つで、しかもその館長は八畳一間くらいのところへ寝起きして、われ／＼が行つたとき、これでは沖繩の主権を日本に返してもおろさと思つても、アメリカ側と交渉ひつてできない。向うからこちらになりつては、こつちはこちら、そうひつてできない。高瀬さん、一体日本政府のやり方はどうだといふことで、これは委員長も十分承知しておりますが、こゝろの点はやはり大所高所から、少し潤沢な予算をやり、定員をふやし、向うの司令官くらいはときどき呼んでこちらの意見も開陳できるといふふうにしてやしませんと、私は実体的な面については、当委員会においても、何も全部減らしたから賛成というわけではありせんから、そういう具体的な意見もよく聞いてこの別表をつくつていただきたい。私ももちろんこれから各省の代表者を呼んで具体的に聞くつもりであります。そういう点についての考慮がこの総体的な定員法の改正法律案では非常に薄いので、財務局の役人にしたところ、非常になれ／＼のところに陳情して参ります。実情を見てもらわれないで、こういう一括的な表を内閣でつくられと、われ／＼は困るといふ点もありますから、そういう点はひとつ塚田長官においても十分御考慮になつて、われわれとしてもそういう点を十分実情を聞きながらこの案の審議を進めて行こうと思ひますが、塚田長官もそういう点についての御意見がありましたら

ら、この機会に聞かしておいていただきたい。

○塚田國務大臣 人員を減すということとは、御指摘のように、ただ減しさえすればいいという考え方は毛頭ないのであります。今お述べになりました御意見と、私ももの考え方とは同じやうにしておるわけでありまして。従つてこれだけ減しても、それ／＼の部局におきまして、これはどうしてもこういう理由でふやさなければならぬといふところは、やはりふやしておるわけでありまして、なお今回の御審議の過程におきまして、そういうところが明らかにありますれば、国会の御修正で御訂正願つてつけようと思ひます。ただ一言申し上げておきたいのは、いろいろあれをふやせ、これをふやせといふ御意見があるものでありますけれども、しかし過去の膨大な人員は、そういう場合に、それを割にむづろさにと申しますが、甘く、よし来たよし来たでやつておつたのがこういうぐあになつたとも考えられますので、たといふやさなければならぬという意見がありまして、相当これはいものだけはふやすという考え方ではないとおるわけでありまして。それからなおふやすやうな事情がありながら、一方に減らすといふことを相当経過の上においてはやつております。たとへば私の所管をいたしております郵政省におきましては、結果的には減らしましたが、また大分ふやして、そう大きな定員の減にはなつておりませんけれども、これはぜひやういふことにいたしませんと、ふやさなければならぬ理由といふものは、いかに厳格に考へ

まして、最小限度の数字というものは、ある省、ある部局の場合には出て参るのであります。しかしその省全体として考えます場合には、減らさなければならぬというものは、これは行政官庁もしくは行政改革本部が机の上で見ても、ここにこれだけ指すがあつたといふことはなかつた、指摘はできないのでありますけれども、全体としてやほりどこかにむだがあつたであらうという考え方は、そう大きくはあつておらないと思つておられます。そこでいろいろな基礎から考えましたある数字というものを想定して、たとへば郵政省なら郵政省で、どこかでこれぐらいの定員を整理して減員をせよというのじやないかという数字を与へまして、そしてそれ／＼の省の意見を十分に聞きまして、最終的に出ましたのが、ここに出ておられます数字でありますので、私はこの減員の結果が、そう大きく現実の仕事ができないというふうな状態になつておるとは考へておらないわけでありまして、またさういふぐあいに各省の意見を聞きまして結果、かえつて当初の十二、三万という数字が、こんな数字になつたと言つておしかりを受けておる面もあるぐらゐでありまして、現実の数字というものは、当初の私どもが考へました案に相当プラスして、各省の事情というものをしんしやく考慮した結果、今度の数字になつておるといふことだけは、御了承願ひたいと思ひます。

おいた。ところがその警告を發してゐた通りになりまして、はなはだ遺憾です。ところが長官のお述べになりました言葉の中に、いわゆる国会法における各種委員会、つまり現在の常任委員会、さういふものに言及された。はつきりは仰せにならないけれども、各常任委員会等がその省の要求とマツチして、各官庁、各省の行政機構の改革のじやまになつてゐる、平たく言へばこゝういふことなんです。これはその通り解釈するよりはかはらない。そこで私はお尋ねするのでありますが、私も実は現在のこの常任委員会制度というものに非常な疑問を持つてゐる一人でありまして、いふ疑問を持つてゐるより、むしろこれは全廃すべしという意見を私は強く持つてゐる一人なんです。これは私の党の方針では別にまだきまつておりませんけれども、私はこれをすることなしには、議院が官庁の出店みたいなかつこになつて、今長官の指摘されたような事柄がかなり多くなつて、全体から国の政治を見る国会の視野が狭くなつてゐる危険を、非常に痛感いたしておる一人であるが、次のいふゆる本格的な行政機構改革の問題とにらみ合せて、その点について、長官は行政府の一人であると同時に、議員でもあるのですから、さういふ問題について、御見解を披瀝願ひたいと思つて、これは議院のことだから、議院の方に運営委員会なりその他にまかして置いて、さういふ神にたたりなしといふやうな考へなのか、それとも自分は行政官庁長官としての建前から、そして今度の対策本部長であられるから、この点を自分は積極的にやつて行きたいという御信念なのか、その点お答え願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 私に誤解を起すといへませんから、あらかじめお断り申し上げておきたいわけですが、私の立場は、国会側のさういふものについてまで自分では申し上げる公の立場であるといふように申し上げる公の立場ではないわけでありまして、しかし行政官庁長官として行政機構のさういふものを考へると同じ感覚で、国会を見ます場合に、私も国会議員の一人として、国会の現在の機構についてやはり相当検討を加へる余地があるのではないかと。国会議員の一人としては、自分もさういふことに努力し、また国会側もさういふことになるのでなければ、また行政機構の方も機構改革を現実化するに非常な困難が出て来るのじやないか。ことに私がさういふふうに感じますのは、地方の自治団体の機構を考へます場合に、やはり相当これも整理簡素化しなければならぬものがあると思つておられます。地方にさういふことを要請いたします場合には、国の方が国会も行政機構もみずから範を示すといふことでなければ、やはり実現がむずかしいのじやないか。従つてこの機構の簡素化といふような問題では、国、地方、それから執行機関、議決機関、さういふものをひつくるめて、全体として国民の要請にこたへて問題を判断し、結論を出すべきであり、さういふように感じておるわけでありまして。

○富吉委員 先ほどの御発言の内容は、要するにいろいろ手をつけてみたけれども、国会が内閣委員会であり、その他各種常任委員会制度等もございまして、いろいろ困難な点がある、こゝういふきつめてニュアンスに富んだ御答弁です。そこで私は感じたのは、たとえば農林省は農林委員会というものがあつて、つまり露骨に言へば、それが官庁の出店で、ほとんど国会の行政委員会になつてゐて、あの省は廃してはいかぬ、あの局は廃してはいかぬ、これをやつちやいかぬ、そこから大じやうと小じやうとの小言が出て、なかなかやりにくい、こゝういふ意味に聞いたので、何もひつくるめて行政機構改革、国会を簡素化しなければならぬという意味ではなしに、それが非常にじやまになつておるから、これをかえないう限りは行政機構の改革はできないといふふうに私は聞いたのです。これはどつともだとも私も同感ですから、ひとつあなたを支援して、その改革をやつてもらうという方向での質問なんです。その点についてもう一べん承りたい。

○塚田国務大臣 どうもお尋ねの要点をはずしてしまつたので、恐縮したのであります。その点になりますと、実は私も現実にやつてみて、それぞれの委員会でもいろいろ意見が出て、最終的な結論を得るのに困難を感じておることは、御指摘の通りであります。しかしさうだからといって、さういふ常任委員会側の動きをけしからぬ、あるいは非難しなければならぬといふやうな感じをもつて、さういふもの改革を考へるというふうには私は考へておりませんので、私としては、それは、そのところは、こゝういふ常任委員会制度があるのでありますから、さういふそれ／＼の委員会がそれぞれの立場からの御異論が出るのを、

なお納得していただいて、行政機構改革が成就できるためには、問題を総合的に持つて行つて、全体としてこゝうなからと言つて、その各省、各委員会あたりから出て参りますそれ／＼の部分的な御意見というものを、納得をしていただくふうを凝らして行かなければ、実現はむずかしい、こゝういふ感じでおし上げたのであります。

○中村(高)委員 今長官は、自分の行政機構の改革ができないのを、国会側に何かなすりつけるやうなことを言われたが、それははなはだどうもおもしろくないし、富吉君も何か前の大官だつたといふ関係からでも相づちを打つのかもしませんが、それはおかしい。そんなばかなことはしないのです。国会の方では、二十二ある委員会を十一、二でけつこつたといふのが、大各党の意見であつて、政院として、国会側のどこからもそんなことは出ておらぬことだと私は思ふ。何か国会の方に言うのはいけませんよ。それはあなたの方が内部でうまく行かぬことはわかるのであります。おそらくはそれであつて、行政機構が改革できないのを国会側に小じやうとがゐるからといふやうなことを富吉君は言うけれども、そんなばかなことはしない。われ／＼も行政機構の改革には賛成なんです、むしろ進んで委員会の方を少くしてしまつてさういふ意見の方が強いのです。ことに今のような、いい意味においては専門的になつてゐるのですけれども、悪い意味においては腐れ縁を結んでいけないう、悪い面も出ておるといふ意見でありますから、われ／＼としてはむしろ行政機構の改革を促進しようといふのですが、私はむしろ内部に大

五

きな原因があると思う。そこがあいまいではわれ／＼もはなはだ迷惑を受けますから、その点はひとつどこに隘路があるかはつきりしておいてもらわなければ、われ／＼の審議にさしつかえが出て参ります。

○塚田国務大臣 御指摘のような誤解が起きなければいいかと思ひながら、実は富吉委員のお尋ねに対して、少し気持は違ひですと申し上げておつたので、私はやはり国会側は国会独自として、今までやつて参つた実績に徴して、もう少し別な機構というものがあつてしかるべきだという感じを持つております。そしてまた現実には、これは中村委員が、そんなことはないと言はれるのでありますけれども、今まで機構の改革をいろいろ考へておりました段階におきまして、ずいぶんいろんな委員会にお呼出しを受けていろいろな御意見を伺つて、なるほどこれらの意見を克服して、そうして納得が得られるというものの考へ方、それから機構の構想というものを持つて出なければこれはむづかしいなという面がいろいろな委員会から出ておつたことは事実であります。従つて、私としてはそういうできない責任を国会に転嫁するといふ気持は毛頭ありませんけれども、国会がそういうぐあいになつてゐる以上は、そこに納得を得られるだけのこしらえをして出なければ自分としてはとても責任が持てないといふことが、この延びておる理由であると申し上げたのであります。

○中村(高)委員 そうすると国会の方では今委員会の整理をやつておられます、近いうちに成案がきまつて出るはずであります、そういうものができ

て委員会の方が整理されたりして来れば行政機構の改革をやるというのですか。それでもまたむづかしい問題が出て来るのじやないですか。

○塚田国務大臣 これは先ほどから申し上げておりますように、国会側のいろんな委員会などの改組とか整理というものは、おのづから全然別の観点からお考へになつておられるし、またなされるものと思はれますが、国会側でそういう改組、改革が行われませんで、私としては行政機関の改革はやらなければならぬと思ひ、またやるつもりでおるわけでありまして、ただ国会側がそういうぐあいになりますならば、おそろく今までは多少困難の度か薄らぐかもしれませんが、しかしまたそれはそのときの情勢でどうなるかわかりません。とにかく国会の情勢とは別個に、政府としてはぜひ行政機関の改革をやりたいという覚悟であります。

○富吉委員 私は同僚の中村君と意見がわかれたようですが、決してわかれてゐるのじやないから御安心願ひたい。ただ問題は表現の仕方だつたと思ひ、私には箇にものを着せず、経験に照してはつきり言う方ですが、から……国会において改革をしなければならぬという点は、ただいま言うような官僚の出先としての問題というだけじやない。これはほかの面もいろいろあります、特にその面が一つの大きなフアクターであることは間違ひない事実である。従つて私は塚田長官が苦勞せられたであろうことを十分に賢察したのであつて、同情もしたのでありますが、行政機構の改革ということはどうしても合理的にやつてもらふ。これは

何である、何政府である、何党である、私は当然行政機構の改革というものを行わなければならぬと思ふ。ただ私が言つたように、なか／＼手ごわい官庁というものを――特に一番大きな抵抗力は、あなたの部下である官僚なんです。ここにも官僚出身の諸君がおられるから、当りさわりがあるかもしれませぬけれども、実際官僚は非常に強い力を持つておられます。何をやるにも、こゝらのあれをうまくやらないといふかぬのであります。私はたくさん申し上げぬが、どうかそういう点においてひとつ勇敢に輿論の支持を受けつつおやりくださいといふことをなおかつ塚田長官に要望せざるを得ないのであります。どうか御健闘を願ひます。

○稲村委員長 辻政信君。

○辻(政)委員 各委員が述べられました意見は私も賛成であります、この案を見て実にはがっかりいたしましたのは、泰山鳴動しておらず一匹という感じを受けたのであります。人員整理につきましては、機構改革を伴わないでやるという御趣旨にはあえて異存がありませんが、しかしこの案をそのまま実行なさるとしわ寄せが来る。それは第一線の現業において働いておる、比較的少い俸給をもらつておる下級者に整理のしわ寄せが行きまして、課長以上の、乗用車に乗つて宴会に出る人の頭数はなか／＼減らない、こういうおそれがあるのであります。その最も極端な例を申し上げますと、この前委員長以下関東海運局を視察したのでありますが、これが最もいい例でありまして、本局の人員が百八十八名おる。そのうち課長以上が二十名であります。十五課四部にわかれておる。しかも安定所

長が一人おる。局長を加えますと二十名の者が乗用者に乗つて宴会に行く組であります。これをさらに減らしますと、その課員で汗みどろになつて働いておる若い人たちが、そういう弱い方面に重圧が参りまして、全体としては人員を整理したことによつてそのしわ寄せを受ける者は弱い人たちが、働く人たちである。こういうおそれを非常に強く持つて参ります。東京支局のごときは、六十四名の定員の中で長と名前のつく者が十人おるのであります。そういう点を見ますと、この機構改革によつて行政機構そのものにメスを入れないう限り、不徹底な人員整理をやりますと、事務能率が逆に停滞して来る。こういうおそれを持ちます。この人員整理案を長官として強力に実行され、統制されなければ、そういう非常に悪い弊害が起つて来るのではないと思ひますが、その点の長官の見解を承りました。

○塚田国務大臣 全体として泰山鳴動しておらず一匹という感じは、おそろく世上一般にそういう感じを持つておられるのではないかと私は実は想像しておるのであります。それはいろいろいささうがあつたがらうなつたと思ひますが、相当大きな数字の整理を予定しておつたのが、先ほど申し上げましたように、各省の具体的な事情を聞いて逐次無理と思ふ面は譲歩したといふ關係になつておるなつたのであります。ただ私も整理に実際に當つてみると、なるほど世間一般に相当冗員があるといふぐあいに考へられておるほどは冗員がないのだという感じを持つたわけでありまして、そう申しますのは、通俗的に七十三万整理対象人員がある

と云われておる。その一割整理といへば七万三千人整理しなければならぬのであります、その中を個別に検討してみますと、ただいま辻委員も御指摘になりましたように、整理をしてはならない第一線の部分が非常にたくさんあるものであります。そういうものはいかに行政整理を熱心しなければならぬといふ考へ方からしても、下手にすれば国民に対するサービスの低下になるだけでありまして、整理の意味を失つてしまふから、そういうものを逐次除いて参りますと、整理対象になる人員が総数では非常に少いのであります、大ざつぱに三十八、九万と私は見ております。七十三万の中で一番大きいのは、私の所管しております郵政省で、定員が二十五万、このうち現業に従事しておると考へられますものが大体二十三万くらいあります。それから病院でありますとか学校――学校については整理できないかどうかといふことには問題がありますが、少くとも今の学制をあのままにしておきます以上はちよつとむづかしいと思ひます。そういうものを逐次抜いて参りますと三十八、九万、その中でこれだけの人間が整理されたということになるわけでありまして、整理にはかなり無理はしてあるわけなのであります。それから今度その中の割振りでありまして、これも今御指摘になりましたように、弱いところの圧力がかかることは極力避けなければならぬといふので、私どもも細心の注意を払つておるわけでありまして、従つてこの行政改革本部が各省割当の人員を出しますときには、總数の割当を出しておると同時に、われわれの方はこれだけの總数を、こゝい

う部分でこれくらい、こういう部分でこれくらい、という内訳をやはりつけておるわけでありませう。ただしかしらういふところから一般的にきめた内訳を、最終的にもう変更できないものというように強い立場をとりますと、多少無理が生ずるかもしれませんので、各省がわれわれの期待した内訳の部分で整理するものを他の部分で整理をして、全体の数をさういうぐあいにしてまかないたいという考え方があつた場合には、御相談が願えるならば、行政管理局に相談をしていただいて、その上で多少のあれは認めるということにいたしてある。そこで私も各省に予定してあります整理の位置というものは、今辻委員が御指摘になりましたように、自動車に乗つて歩くかどうかは存じませんが、さういふ比較的第一線でない部分に非常に大きな整理率というものを期待してある。で私は一番高い部分の、つまり本省で机の上で仕事をしておると思われる部分の人たちのところは、おそらく二割五分以上の整理になつておると考える。さうでない全体の数が背負えないという状態に大体整理がなつておる。それから末端の整理をしてはならないところは全然整理せずに行くというように、現実には最終的調整をいたしておる。なお今後各省の運営の実際の整理のやり方につきましても、十分協議を受けまして、御指摘のようなあやまちないようになつておる。さういふことを御注意なさつておることは非常に敬意を表しますが、どうかその整理すべきポストのあんばい各省にまかせないようになつておられ、その点だけは妥協され

れないようにされたいと思ひます。

○稲村委員長 大久保武雄君。

で、法制局と連絡をいたしまして、法令整理ということに第一段に取上げたわけでありませう。法令整理の大体のねらいは、御指摘のように、許可可事項の整理ということにあつたわけであらう。許可可事項の整理におきましては、たゞ許可可事項の種類や数を減らすというだけではない、種類や数は減りませうけれども、この扱つておる部局を減らす、と申しますことは、具体的には、横にいろいろな省が共管でもつて一つの事務に幾つもの省がみな携つておるといふ部分は、なるべく一つにするということによつて整理できるのじやないか、それから後に国の出先機関の末端から逐次やつて来て、何段階にでもして管理しておるといふ面も、これが整理できるならば、数が減らないで、国民の立場から、また事務の立場から整理ができるのじやないか、さういふことを考えます場合は、国民の立場からすれば、なるべく国の中央の持つておる権限は出先にまかしてしまふといふことの方がいいだらうといふので、出先機関になるべく大幅に権限を移譲するようになつておる。また法令整理も、国会に御提案になつたか、まだ御提案申し上げておらないやうであります、近く御提案申し上げる段階まで参つておられます。

○大久保委員 もう一点お尋ねしたいと考へますのは、人員の整理、行政機構の改革は各省に非常なショックを与えるわけでありませう。私たちがさつき御指摘になりました官僚出身でありませうが、官僚は一生懸命仕事をしようという熱情においては決して、大多数の人はさういふ熱情を持つておるといふことを私は官僚にかつて申し上げ

てもいいかと思つております。そこでたゞ問題は、行政整理をやる、あるいは人員整理をやる、行政機構の改革をやる、これが官僚の諸君に非常な心理的影響を与える。これは事実であります。何と申しまして、大体かたに会社員にいたしまして、自分の会社がつぶれるかどうかといふことは会社員にとつても大問題であります。これは官僚だけではありません。そこでこの機構改革とかあるいは人員整理とかいふものは今後どういふ方針でやりになるか。一ぺん相当思い切つてやつて、それから数年間はやりにならなかつたか、あるいは毎年小刻みに、今回もたいへん大ショックを与えて遂におやりにならない、さういふふうにやつて行かれるのか、これは非常に官僚の人心を動揺させるわけでありませう。それはひいては行政の事務能力を低下させるわけでありませう。さういふ点について、一回がんとやつて、あと数年間はやりにならないといふ方針で今後お進みになるのか、あるいは小刻みに毎年やつて行かれるか、あるいは具体的に申しますならば、来年も人員整理、行政機構改革ともおやりになる方針であるか、ここをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○塚田国務大臣 これも確かに大問題であると思つておられます。従つてこの行政整理に携わる者といつたしましては、なるべくさういふショックを少なくするといふ努力をしなければならなかつたわけでありませう。さういふ努力をなすために、かなりショックを与えてみまして、かなりショックを与えてみたらうかといふことも、私もさういふうまいに感じられませうので、注意をしなければならなかつた同時に、忍耐力を

○大久保委員 私は一点だけ御質問します。定員の減も、行政機構の改革も、終戦後非常にたくさん法令ができておりました、その法令に関連した方とも非常にふえておると思ひます。この面を手をつけないうで、人員の一律天引きあるいは行政機構の改革をやりまして、今辻委員も発言されましたが、かえつて行政運営を阻害する、さういふ面が――すでにさういふ血が出ると申しますか、定員は減しても行政の運営が阻害される、もうここまで来ておるのじやないかと思ひます。もう数回の整理によつて問題はそこまで迫り詰めておられる。それが今塚田長官が、やつてみて非常に困難なところによつてかと言われましたのは、この許可可事項の整理なくして定員の減はできないといふもうそれ／＼の接線まで来ておるといふところに現実はあると思ひます。そこで今後の行政機構改革をいたしまして、定員の削減をいたしまして、どうしても許可可事項の整理、終戦後おびただしい数に上つておる法律の改革、さういふ問題に当然着目するものだと考へますが、この点について塚田長官の御意見を伺ひたい。

○塚田国務大臣 御指摘の御意見はまつたく同感であります。従つて今度の整理に着手をいたします第一段階に、私どもも法令整理というものを取上げたいわけでありませう。もちろん法令整理は、今度私が機構改革に着手いたします前からもさういふ問題になつておりました、法制局におきまして鋭意案を練つておられたやうでありましたの

しておるわけでありませう。ただ今後や場合、さういふぐあいにしたらさういふことでありますが、私は機構の面は今度本務等にやれば相当本格的なものをやつて、さういふぐあいにさういふ考え方が最もよく当てはまると考へておられます。ただ人員整理の面は、機構とは若干感觸が違ひますので、連年といふやうなことはもちろんよくないと思ひます。今の整理では来年に持ち越される部分が残つておられますから、来年重ねてやるということは当然あり得ないとも考へられるわけでありませうが、しかしある時期になつて参ります。またその時期とにちみ合せてさらに検討をするといふ考え方も、あながちこれは捨ててはならないのではないかと。これは現実にはや場合、実際にまだ余剰人員があつてもなかなか、一気にはできないといふ事情も手伝うと思ひますので、まあ人員整理はたまには検討し直して、またやるということも考へてしまふべきじやないかと、さういふように考へるわけでありませうが、来年はおそらくもう一度やるということではないのではないかと、さういふうに感じておられます。

○大村委員 資料の提出を求めたいと思つておられます。それは今回の定員改正によりまして、総数において八万三千七百七十九人の減員の数が現われおるのではありませんか、これは私どもは行政整理の必要なるものは断行するといふ点については何ら異存はございませう。しかしこの定員の減少によつて、その意に反して職を追われるといふやうな人が、今日のような不景氣な時代におきましては、生活上にも困

るというようなことが予想されますので、はたしてどの程度の数があるかという点についての資料の提出を求めたいのであります。すなわち減員数は八万三千七百余人であります。そのうちには官庁内に欠員がありまして、欠員でこれをまかなうことができるという点がございましょう。あるいはまた符命制度によつて希望退職する、この際やめた方がいいというので、積極的に符命制度の適用をお願い出しておるといふ人の行き先は、そう深く考へる必要もなからうと思つてあります。またこのような整理の際におきましては、公務員の配置転換によつて公務員たることをやめなくても済む人も相当あろうと思つてあります。ここに一部その関係資料があるようにありますが、私は要するに今回の行政整理によりまして、その意思に反して公務員をやめなければならぬ実数がどのくらいあるかということ、総数でもよろしゅうございまして、あるいはまた細目的にでもけつこうであります。またこの間におきましては見込み数で、想像数でなければはじき出せない数字もございまして、それらの辺は大局が見られればけつこうでありますから、その結論的なその意思に反して職を追われる公務員の数があるかという数を、本日でなくてもよろしゅうございまして、後日御提出をお願いしたいと思います。

○稲村委員長 この際お語りいたします。本法案につきましては電通、郵政及び農林の各委員会より連合審査会開会の申入れがありましたので、これら各委員会と連合審査会を開会すること

にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なければさうに決定いたし、開会の日時等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なければさう決定いたします。

本日はこの程度にいたし、次会は明後日二十二日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会